

## 福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成 26 年度福井県公共工事入札監視委員会（第 2 回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

### 記

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 2 日（火） 9:30 ～ 11:30
- 2 場 所 県庁 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ・入札および契約に係る制度の運用について
    - ・抽出事案審議
    - ・談合その他の不正行為に関する事項について
  - (3) その他
  - (4) 閉会
- 5 会議概要
  - (1) 入札および契約に係る制度の運用について（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）
    - ・契約件数、落札率の状況について説明
    - ・指名停止の運用状況について説明
    - ・総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 指名停止のNo.1の事案について、残土を無断で流用したとのことだが、処分をせずに田の嵩上げ等に流用したほうが経済的である。どのような場合でも処分場で処分しないといけないのか。

A 発注機関に申請の上、設計を変更することができる。本事案の建設業者は、正当な手続きを経ずに土砂を田の嵩上げ等に流用した。

Q No.3の指名停止は、申請書類を偽造したという悪質な案件であると思うが、指名停止の期間が2か月というのは短いのではないか。

A この案件は、建設業法の監督官庁である福井県知事が行った監督処分を根拠に指名停止をしたもの。監督処分の内容が指示処分であったため、過去の事例に照らすと1か月の指名停止が標準となるが、事案が悪質であると判断し、2か月に加重した。

Q No.4の指名停止で、当該業者はなぜ、見積書の採用を辞退したのか。

A 予定価格約130万円に対し、見積金額が12万6千円であった。単純な記入ミスであると思われる。

Q 全国的に不調・不落が問題となっていることから、次回の会議から、県発注工事における不調・不落の発生状況の報告をしていただきたい。

A 次回から報告する。

(2) 抽出事案審議（事前に川上委員が抽出）

ア 新幹線埋蔵文化財発掘調査事業 26-6

Q 総合評価の評価基準表に「優良工事表彰の有無」があるが、この事案では、どの入札参加者も加点の申請をしていないのはなぜか。

A 優良工事表彰そのものが、年に10数件しか表彰者がいない。また、表彰を受けた者であっても、加点を受けることができるのは、2年間の有効期間中、発注機関ごとに年間で1回の落札に限定されているため、加点申請しない場合もある。

イ 橋梁補修工事（防災・安全交付金（補正予算））橋梁補修工事（防災・安全交付金）合併工事

Q 地域要件を県内としているため、入札参加者が21者と多くなったのではないかと思われるが、地域要件を県内とした理由はなぜか。

A 発注する土木事務所管内に入札参加資格保有者数が少ない場合、競争性を確保するため、隣接土木事務所まで地域要件を拡大することがある。塗装工事の場合、福井土木事務所管内以外の全ての土木事務所管内で資格保有者が少ないため、入札参加機会の公平性に配慮し、地域要件を県内に設定することとしている。

ウ 橋梁補修工事(防災・安全交付金(補正予算))・(県単)橋梁維持修繕工事合併工事 25-1 工事

Q 技術力を要する工事のように思われるが、入札参加条件として、実績や経験を問わなかったのはなぜか。

A 補修の要否や補修の方法等の診断には高度の技術を要するが、補修工事そのものは、一般的な土木工事業者で施工可能である。

Q 小規模な維持修繕工事は、敬遠されやすく、この入札でも参加者が3者しかいない。複数の工事をまとめて発注するなど、大型化も考慮すべきではないか。

A 発注に当たっては、ロットの大型化も適切に考慮している。

エ がん医療センター施設設備整備事業電気設備工事

Q 予定価格を超えて入札している者がいるが、失格とはならないのか。

A 予定価格を超えた入札は、失格事由ではない。

Q 最低制限価格付近の入札と予定価格付近の入札とに価格が大きく二分されているが、どのような原因が考えられるか。

A 手持ち工事の状況等によって、落札意欲に差があるからではないかと考えられる。

オ 福井ふるさと文学館（仮称）展示工事

Q 技術的工夫の余地がないため価格競争にしたとのことだが、あらかじめ、どういう場合に総合評価落札方式によらないことができるのか客観的なルールを設けておくべきではないか。

A 土木部ではルールを定めているが、他部局でもルールを定めるよう促していく。

Q 設計段階で仕様が詳細に決まっているのなら、施工も含めて一括入札とすべきではないのか。

A 品確法の改正により多様な入札契約方式を採用することができるようになるため、国土交通省が今後定める運用指針を踏まえ、本県でも多様な入札契約方式の採用を検討したい。

(3) 談合その他の不正行為に関する事項について

「該当なし」と報告

(4) その他

特になし。